

## 2. その生活支援、Aでささえる？ Bでささえる？ <総合事業における支援方法>

	訪問型（従前相当）	訪問型A	訪問型B
サービス内容	老計10号の定める範囲（身体介護も可能）	老計10号の定める範囲を原則とする（身体介護は含まれない）	老計10号の範囲を超えるものも含め柔軟なサービス内容が可能
利用者負担	定率・定額負担（各自治体の判断により従前保険給付の原則である1割負担を引き上げることが可能）	従前相当のみなし指定との関係性を考慮すれば、従前相当と整合性を取ることが妥当。	提供者への謝礼+運営・管理経費分の利用料設定
支援の方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助（助成）／委託
支援の対象	専門職の支援が必要と判断される要支援者及び事業対象者。	従来のサービスと共通点多い。基本的に発生する経費に対して9割を報酬として支払い	運営・管理経費分が支援の対象。人件費や報酬、謝金に対する支援は想定されない。
提供者	有資格者	主に雇用労働者（資格問わず）	ボランティア主体
強み	専門職の支援を必要とする利用者にサービス提供できる。	軽度者の生活支援に従事している有資格の介護人材が <b>中重度者のケアに集中</b> することが可能に。住民主体の支え合いが確立されるまでの間の生活支援ニーズに対応可能。	サービス内容の柔軟性・多様性を尊重した形で支援を行うことが可能。サービス内容は <b>老計10号の範囲を超え、柔軟なため、多様な生活支援ニーズにこたえる</b> ことができる。
弱み	資格をもった介護人材が従事するため、 <b>中重度者への人材の集中を進めることが困難</b> になる。 サービス内容は <b>老計10号の範囲</b> となるため多様なニーズに対応することができない。上限額管理上の効果は小さい。	サービス内容は <b>老計10号の範囲</b> となるため多様なニーズに対応することができない。上限額管理上の効果は小さい。	有償ボランティアの設定によっては利用料の面で、Aサービスに対して競争力がない。